

石川県公報

令和7年12月19日

第13868号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

○県道の区域の変更 公 告	(道路整備課) 1	○市町が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適 当とする決定及び縦覧公告 ○道路の位置の指定公告	(同) 2 (建築住宅課) 2
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課) 1		

告示

石川県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和7年12月19日から令和8年1月5日まで縦覧に供する。

令和7年12月19日

石川県知事 駆 浩

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
若部千里浜 インター線	下記区間を道路区域に編入する。 羽咋市四柳町い1番地先から 羽咋市飯山町ル46番地先まで		7.90～38.76	3,337.8	羽咋土木 事務所 維持管理課

公告

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和7年12月22日から令和8年1月27日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年12月19日

石川県知事 駆 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
老朽ため池整備事業 (防災対策型)	佛面下池地区	県営土地改良事業 変更計画書の写し	中能登町農林課

〃 (〃)	小浦池地区	〃	志賀町 農林水産課
〃 (〃)	大町長池地区	〃	羽咋市産業建設 部農林水産課

市町が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適當とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る換地計画の認可申請を適當と決定したので、その関係書類を令和7年12月22日から令和8年1月27日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。

令和7年12月19日

石川県知事 駆 浩

事業を行う者の名称	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
中能登町	中能登北部地区	換地計画書の写し	中能登町農林課

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和7年12月19日

石川県知事 駆 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市高松サ16番15、18番5 及び18番14	幅員 6.00m 延長 143.93m	かほく市高松ル3番地18 竹内商事株式会社	令和7年12月5日